

元ブリーダー夫婦による犬の虐待事件に対し厳罰を求める署名

日々のご活躍、心より感謝申し上げます。

さて、平成17年2月22日に近江八幡署が「動物の愛護及び管理に関する法律」と「狂犬病予防法」違反の疑いで、大津地方検察庁に書類送検しています、近江八幡市西本郷の元ブリーダー夫婦に対し、起訴の上、厳罰を求めて頂きたく要望申し上げます。

①被疑者は、平成15年8月から平成16年3月2日までに計29頭もの犬を死なせています。「犬の死因は伝染病である。」と主張していますが伝染病によっては健康体であれば感染しにくいものもあり、適切なワクチン接種によっても予防できる事は、ブリーダーを業としている者であれば十分認知しておくべき事です。「世話をするのが嫌になった。」と供述しています様に、ある時点からは故意に死なせたと考えられます。これは法律で定められている「みだりに」という行為に当たり明らかに虐待です。起訴した上で司法の場で事実関係を明らかにして頂きたく要望致します。

②被疑者は、飼育していた12頭の犬の腐乱死体を敷地内に長期にわたり放置していました。更に救出された3頭の犬達をその様な著しく不衛生な環境で飼育し、十分な給餌・給水を行わず重度の栄養障害に陥らせた行為は明らかに虐待であり厳罰に処して頂きたく要望いたします。

③この事件は、関西のみならず、関東でも再三マスコミに取り上げられ全国で大きな反響を呼び、この度の書類送検も各マスコミで報じられ多くの市民が関心をもって見守っております。また、告発者のNPO法人「アニマル・レフュージ・関西」代表エリザベス・オリバー氏が英国人である為、海外からも注目されている事をご考慮頂き、動物保護においても日本が先進国なみであるという司法の判断をお示し頂きたく要望致します。

氏名	住所 *都道府県名から略さず記入して下さい(「//」「同上」等は無効)

[送付先]

〒520-0044 滋賀県大津市京町 3-1-1 大津地方検察庁 事件係 御中

(送付の際、封筒に「2/22近江八幡署から書類送検された元ブリーダーの犬虐待に関する嘆願書在中」と記入のこと)